

平成28年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成29年3月15日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時55分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

中学校給食推進室担当課長 田中 一平

健康教育課担当課長 北村 恵子

庶務課課長補佐 武田 充功

教職員課長 小田桐 恵

教職員課課長補佐 宮川 匡之

情報・視聴覚センター室長 樋口 彰

情報・視聴覚センター担当係長 関口 大紀

指導課長 渡辺 英一

指導課担当課長 高井 健次

指導課指導主事 南谷 隆行

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 南 壮彦

【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から16時40分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 1名)

【渡邊教育長】

傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項 No.4 は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、議案第83号は公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

5 署名人

【渡邊教育長】

本日の署名人でございますが、本日の会議録署名人は川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、小原委員と中村委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第5号（2018年度使用教科書の採択に関し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願書）の報告について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。「報告事項 No. 1 請願第5号（2018年度使用教科書の採択に関し、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願書）の報告について」につきまして説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受けましたので、報告をいたします。初めに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第5号読上げー

本日の教育委員会におきましては、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま、報告がありました請願第5号の取扱いについてでございますけれども、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それから、次に、請願の意見陳述についてでございますけれども、これを認めることとし、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、今申し上げたように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 平成28年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について

【渡邊教育長】

続きまして、「報告事項No.2 平成28年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について」、これにつきまして説明を、中学校給食推進室担当課長にお願いいたします。

【田中中学校給食推進室担当課長】

よろしくお願いたします。それでは報告事項の No.2、平成28年度中学校給食に関するアンケートの集計結果について御説明いたしますので、資料をごらんください。

初めにⅠ「アンケートの概要」でございますが、このアンケートの目的は、中学校完全給食の質的向上と今後の円滑な全校本格実施に向けた課題把握を目的とするものでございます。

「調査対象」でございますが、東橘、犬蔵、中野島、はるひ野中学校に在籍する生徒及び保護者並びに教職員を対象といたしました。

「調査内容」でございますが、生徒・保護者・教職員にそれぞれのアンケート用紙を作成し、各設問項目を設定いたしました。

「調査期間」は、平成29年2月13日から同月24日まで、「調査方法」は「無記名回答方式」でございます。

次に、Ⅱ「回収状況」でございますが、全体で985人に配布いたしまして、824人から回収させていただき、回収率は83.7%でございました。

次に、各項目の集計結果につきまして、御説明させていただきますので、資料2枚目をお開きください。

Ⅲ「集計結果」でございまして、まず初めに、生徒用の集計結果について御報告いたします。

問1、給食は「おいしいですか」につきましては、「おいしい」が学年全体で61.2%でございました。これに「どちらかといえば、おいしい」の32.6%をあわせると、全体では93.8%の結果が得られました。

一方、「どちらかといえば、おいしくない」、「おいしくない」との回答が合計で5.4%あり、問2でその理由を伺ったところ、冷めているときがある、好みでない味のときがあるなどの意見がございました。

次に問3、「給食の量は、どうですか」につきましては、「ちょうどよい」が42.6%でございました。また「やや多い」と「やや少ない」がそれぞれ2割弱となっております。

2ページをお開きください。

次に、問4、給食の「味付けはどうですか」につきましては、「ちょうどよい」が学年全体で70%でございました。

次に、問5、「給食で出された食べ物は、残さず食べていますか」につきましては、学年全体では「いつも残さず全部食べている」が70.5%でございました。また、「ときどき残す」、「いつ

も残す」が合計で29.2%あり、問6でその理由を伺ったところ、「嫌いな物があるから」が75件、次いで「給食時間が短いから」が56件でございました。

3ページをお開きください。

問7では、給食を「ときどき残す」、「いつも残す」と回答した生徒に対し、残す食品について伺ったところ、主食である「ごはんを残す」と回答した生徒が最も多く、次いで「野菜が入ったおかず」との結果でございました。

次に、問8、「中学校給食が始まったことについて、どう思いますか」につきましては、「よい」「どちらかといえばよい」が学年全体で78%という結果となり、学年別では、学年が下がるほど「よい」の回答が多くなりました。

4ページをお開きください。

問9では、中学校給食が始まったことについて、「よい」、「どちらかといえばよい」と回答した生徒に対し、その理由を伺ったところ、「家の人がお弁当を作らなくてよいから」が129件、次いで、「温かいものが食べられるから」が125件、「おいしいから」が119件、「献立に変化があり、いろいろな食物をバランス良く食べることができるから」が114件でございました。

次に、問10では、中学校給食が始まったことについて、どちらかといえばよくない、よくないと回答した生徒に対し、その理由を伺ったところ、「家からの弁当の方がよいから」が47件、次いで「準備や後片付けが大変だから」が29件ございました。

5ページをお開きください。

問11、「毎日給食を食べるようになって変わったことがありますか」につきましては、「特にならない」が244件となった一方で、「以前よりも野菜を食べるようになった」が80件、「食べ物のお話が増えた」が53件、「嫌いなものも食べようとするようになった」が49件ございました。

6ページをお開きください。

問12からは、「マイはし」についてでございます。

問12、「はし等を忘れずに持ってきていますか」につきましては、「いつも忘れずに持ってきている」が学年全体で80.1%という結果でございました。

なお、学校では、はしを忘れた生徒に対しても、割りばしを貸与しておりますが、引き続き、はしの持参が習慣化するよう努めてまいります。

次に問13、「はし等を自分で洗っていますか」につきましては、学年全体では、「いつも自分で洗っている」「ときどき自分で洗っている」が合計で56.3%という結果でございました。

次に問14では「マイはし」の制度についてどう思うか、記述式で伺ったところ、「よい」との記述が107件、次いで「面倒」との記述が79件でございました。

7ページをお開きください。

問15からは、「献立表などについて」でございます。

問15、「学校で配布される「献立表」や「給食に関するお便り」を見えていますか」につきまして、学年全体では「いつも見ている」、「ときどき見ている」が合計で66.9%でございました。

次に問16では、献立表や給食に関するお便りを「ほとんど見ていない」、「まったく見ていない」と回答した生徒に対し、その理由を伺ったところ、「興味・関心がないから」74件、「見る必要性を感じないから」が67件という結果でございました。

8ページをお開きください。

問17、「小学校での給食も含め、いままで食べた給食で好きだった献立は何ですか」につきましては、表のとおり人気のあった献立から順にまとめておりますので、後ほど御参照ください。

問18は「配膳について」でございます。

「給食の配膳方法や配膳台などの使用する器具について、困ったことはありますか」につきましては、学年全体では85.3%が「ない」との回答でございましたが、一方で「ある」と回答した意見の内容としては、「時間がかかる」「左利きなので器具が使いづらい」などの記述がございました。

9ページをお開きください。

問19からは、「給食時間について」でございます。

問19「給食時間について、どう思いますか」につきましては、学年全体で「短い」が51.2%、「ちょうどよい」が38.2%という結果でございました。

配膳に不慣れなことが影響しているものと考えておりますが、十分に喫食時間が確保できるよう、各学校と調整してまいります。

次に、問20、「給食の時間は、楽しいですか」につきましては、学年全体では「楽しい」「どちらかといえば、楽しい」が合計で84.8%という結果となりました。

次に、問21は、「食事のマナーや食べ物について」でございます。

「食事のマナーや食べ物について、家の中で話題になることはありますか」につきましては、「よく話題になる」、「ときどき話題になる」が合計で50.1%でございました。

10ページをお開きください。

問22からは「朝食や生活習慣について」でございます。

問22「朝食は食べていますか」につきましては、学年全体で「毎日食べる」が78%という結果でございました。

次の問23で朝食の内容を確認したところ、「主食だけ」が47.3%、「主食とおかず」というバランスの良い朝食を摂っている割合は36.4%でございました。

11ページをお開きください。

問24「朝食は、ふだん誰と食べますか」につきましては、学年全体で「ひとり」が36.2%という結果でございました。

次に、問25、「学校で眠くなることはありますか」につきましては、「眠くなることはない」、「たまに眠くなる」が合計で51.2%でございました。

12ページをお開きください。

中学校給食についての意見・要望についての自由記入欄に記入のあった意見を分類してございますので、後ほど御参照ください。

13ページをお開きください。

次に、保護者の集計結果について御報告いたします。

初めに問1「中学校給食が始まったことについて、どう思いますか」につきましては、各学年の保護者とも8割以上が「よい」と回答し、学年全体では、「よい」、「どちらかといえばよい」が合計で97.9%でございました。また、問2で理由を伺ったところ、全体では「中学生の栄養バランスに配慮されているから」が183件、次いで「お弁当を作らなくてよいから」が122件という結果でございました。

14ページをお開きください。

問3では、問1で「どちらかといえばよくない」「よくない」と回答した理由を伺ったところ、「量が少ないと思われるから」などの意見がございました。

問4からは「食育について」でございます。

問4「食育について関心がありますか」につきましては、学年全体では「関心がある」「どちらかといえば関心がある」が合計で90%という結果でございました。

15ページをお開きください。

問5「日ごろ、お子様の食習慣について、心がけていることは何ですか」につきましては、各学年とも「規則正しく1日3食食べる」の割合が多く、全体では155件という結果でございました。次いで「食事内容にかたよりが無いようにする」が150件、「食事マナーや作法」が85件でございました。

問6「日ごろ、お子様の食習慣などについて、心配していることは何ですか」につきましては、「偏食(好きなものだけ食べる)」が112件、「欠食(朝食抜きなど)」が30件でございました。一方「特にない」は113件でございました。

16ページをお開きください。

問7「給食が始まったことで家庭での食生活等で変化がありましたか」につきましては「食べ物の話題が増えた」が97件、「嫌いなものを食べようとするようになった」が34件、「料理に関心を持つようになった」が23件、「以前より野菜を食べるようになった」が21件でございました。一方「特にない」は125件でございました。

17ページをお開きください。

問8からは「献立表などについて」でございます。

問8、「学校で配布される「献立表」や「給食のおたより」を御家庭でごらんになっていらっしゃいますか」につきましては、学年全体では「見ている」、「ときどき見ている」は合計で79.9%の結果でございました。また、問9では、配布された献立表を「献立や食材を確認している」、「家庭での食事作りの参考にしている・メニューが重ならないようにしている」との回答が多くを占めました。

また、「ほとんど見ていない」、「まったく見ていない」は合計で10.8%の結果となり、その理由といたしましては、問10では「配られていることを知らない」が22件、「特に見る必要がない」が15件という結果でございました。

18ページをお開きください。

最後に、中学校給食についての意見・要望についてでございますが、「よい、ありがたい」との回答が30件、「あたたかい」が17件ございました。その他の回答につきましては、後ほど御参照ください。

19ページをお開きください。

教職員の集計結果について御報告いたします。

問1、生徒の食べ残し状況につきましては、「ほとんど残らない」が100件、「4分の1程度残る」が23件、「その他」が21件ございました。「その他」の内容としては、献立によって残る分量が違うという意見が複数ありました。

問2「中学校給食でよいと思うことは何ですか」につきましては、「栄養バランスがよく、いろ

「色々な食物をバランスよく食べることができる」が120件、「生徒全員が同じものを食べることができる」が53件、「生徒が喜んでい・楽しみにしている」が51件、「献立に変化があり、毎日違うものを食べることができる」が48件でございました。

20ページをお開きください。

問3、食物アレルギーへの取組につきましては、「十分に取り組んでいる」が95.6%となった一方で、担任以外への周知が不十分などの意見も少数ながら見られたことから、今後とも食物アレルギー対応に関する啓発・周知、研修等の取組を進めてまいります。

問5からは食育についてでございます。

問5、「中学校給食を活用したさらなる食育の充実のために、今後、特に重視して進める必要があると思うことは、何ですか」につきましては、「家庭や地域と連携した食育の推進」の64件に次いで、「地場産物や郷土食等を活用した献立の充実」が63件との結果でございました。

21ページをお開きください。

問6、「給食が始まって生徒が一番変わったと感じる点はどのようなことですか」につきましては、「会話が增えた」が38件、「給食時間が楽しそう、楽しみにしている」が35件という結果でございました。

最後に、問7の御意見・御要望としては「良い、ありがたい、おいしい」が18件となった一方で、「時間が短い、時程調整が難しい」が10件となっております。

22ページ以降には、配布したアンケート用紙を添付しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

本アンケートからは、子どもたちが給食の時間を楽しく過ごしている姿が浮かび上がるとともに、御家庭でも一定の割合で給食が話題になっている様子がうかがえたところでございます。

今後も、美味しく健康的な給食として、内容をさらによいものにするよう努めるとともに、給食だよりや生徒への指導を通じて、家庭と連携しながらさらに食育を推進してまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

中学校給食に関するアンケートの集計結果ということで、御説明いただきました。何かこれについて、御質問ありましたらお願いいたします。

【濱谷委員】

特に質問ということではなくて、思ったよりとてもいい回答がたくさんあったなというふうに思いました。時間が短いとか、いろいろ最初心配してたような部分も、準備や何かもきつと子どもたちがだんだん上手になってきて、小学校でさんざん6年間もやっていることなので、子どものほうがすつときつと入ってるんじゃないかなあというふうに思いました。これからもぜひよろしくお願いいたします。

【田中中学校給食推進室担当課長】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがですか。

【前田委員】

生徒と保護者のほうで、保護者は食育に関心がすごく高く、学校からの配布物もかなり見ているんですが、子どものほうは必要がないとか、プリント類を見てないということを見ると、学校における食育の中学校での在り方というのが、まあ小学校の視察など行ったときも、食事の前にクイズとかやってたのですが、私も中学校でよく分かるのですが、学校からのプリント類を子どもが親に見せないとか、そのためにどうするかということで、学校の配布物を入れるファイルを個人ごとに4月に持たせて、そして必ずそれに学活で配るときに入れさせて、確認を次の朝担任がするというシステムを取り入れたりしたんですが、やはり食育の大事さというのをどうやって、ただプリントを配るだけでは中学生まず見ないと思うので、その辺のところは課題かなと感想として思いました。

【渡邊教育長】

小原委員はいかがですか。

【小原委員】

アンケートの1ページの間1なんですけども、間1の後の間2ですね、すみません。冷めてるときがあるっていう答えがあるんですけども、これは自校だからそんなに気にしなくても大丈夫なところですよ。

【田中中学校給食推進室担当課長】

自校方式ですので、できたらすぐ出すのが基本なんですけども、主に冷める原因としては配膳後に冷めるほうが多いかなと思っておりまして、40人配膳が終わるまでの間に、最初のほうに配膳を受けた子どもはどうしても、「いただきます」をするまでの間に時間が経過してしまいますので、「冷めている」ときがあるという回答がちらほら見られるのかなと思っております。

【小原委員】

勘違いしちゃいけないのは、食缶の温度とか、そういうのあるじゃないですか。自校なので、別にセンターで送ってるわけではないので、そこは大丈夫だと思いますし、今お話ししていただいたとおり、その配膳のときに冷めるというのは、これはなかなか難しい話ですよ。はい、分かりました。

それともう一つ、「配膳について」というのが、8ページの間18というところであるんですけども、困ったことはありますかというところなんですけれども、「ない」というのが85.3%のお答えをいただいているんですけど、お子さんのほうから。これは結構学校の先生たちや保護者もかなり心配をしていたところではあったんですけども、実際の子どもたちはそこまで苦労には思っていなかったということですね。

【田中中学校給食推進室担当課長】

時間を追うごとに慣れてきているようでございます。

【小原委員】

ただ左利きの器具っていうのは、やはりもし用意ができるんだったら、あったほうがいいかもしれない。

【田中中学校給食推進室担当課長】

確かに、麺ものなんかを盛るときにはちょっと不便なのかなとは思いますが、給食当番は複数おりますので、当番をかわっていただいて、他の器具を使っていただければと思っております

【小原委員】

犬蔵で見させていただいたときに、やはり左利きの子がいたので、やりづらিদらうなという気はしてはいるのですが、何かしら報告があればお考えいただければと思います。

それともう一つだけ、11ページの「学校で眠くなることはありますか」というところで、「よく眠くなる」というのが25.6%いらっしゃるのですが、もし可能であればなのですが、手前の10ページ「朝食は食べていますか」という問22と、問23、「ふだん何を食べてますか」というところで、クロス集計かけられませんか。

【田中中学校給食推進室担当課長】

かけられます。

【小原委員】

もしかしたらほとんど食べてないとかというところとか、何か起因が見つけられるかもしれないと思いますので、その辺教えていただければと思います。

【田中中学校給食推進室担当課長】

後ほど分析して、お知らせしたいと思います。

【小原委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

スタートとして非常に良かったと思うのです、4校とも。ただ問題は、ここは自校方式でしょ。次の課題はセンター方式のところもこのような好結果になるかどうかかなのですね。そのほうが問題でありまして、やっぱり自校がいいよねとなっちゃうとまずいということも、一つあるし、そういうことを考えたときに、今回のアンケート結果はおおむね良かったのですが、3者とも。ここからセンター方式に対して何か示唆されるものがありますか。今後のために。

【田中中学校給食推進室担当課長】

おおむね好評だった原因としては、おいしいですとか温かいですとか、そういうところが大きいかと思っておりますので、センター方式でもその辺を担保していきたいと考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

美味しくできるということね。

【田中中学校給食推進室担当課長】

献立の工夫はしてまいりますし、温かいという点については、食缶も、今進歩しておりますので、温かいまま提供したいと思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

努力してください。その辺がきちんとならないと、ちょっと違うよねと言われると困るので。これから努力次第ですけど。おおむねスタートは良かったので、これはこれで結構だったと思いますけど。

【濱谷委員】

センター方式になって何万食だから、一気に何万食つくるということじゃなく、お釜自身はやはりある程度の食数しかつけれないものがいっぱいあるということなので、単独校だと二釜でつくっているのが、お釜の数が多いということで、すごい大ざっぱになるとかそういうことでは全くないので、味つけもそのお釜ごとにきちっと量った分量でやっていくわけですし、まあ、ほぼ同じようなものが食べられるのではないかなと、全国各都道府県全てのところで、中学校は半分以上はきっとセンター方式ではないかと思うので、どこもそういう問題はあまり起きていませんし、大丈夫ではないかというのはまず一つ。

それから、左利きというようなことが出てきましたけど、小学校でずっと6年間みんなそれでやってきているわけで、そういう子は違うお当番をやるとかしながら6年間やっていますので、たまたま聞かれたから意見は言ったものの、中学校になったから全てのことを手だてをしてあげるということではなくても、そんなことをすると、今度小学校もいろんな子に対して全てやらないといけなくなってしまうので、私は子どもたちは子どもたちなりに、お互いに交換したり工夫して、ちゃんと協力し合っていてやるので、大丈夫ではないかというふうに私は思っています。

【吉崎教育長職務代理者】

センター方式でも自校方式でもメニューは一緒なのかどうか、その日のメニューは。それとも

う一つ、小学校よく行きますと、やはり栄養士さんというか、調理師さんの腕次第で、同じというけれども、大分違うと。だから、うちの学校美味しいですよとか、ここはね、とかよく聞くんですよ、私は。だから、専門家の意見だとはいえ、そんなまっとうには、私、聞き取れないことがありますて、いかがでしょうか。

【田中中学校給食推進室担当課長】

献立につきましては、自校の学校の4校のうち2校が小学校と同じ給食室でつくっているものですから、どうしてもそちらと合わせて献立をつくる必要がございますて、4校は同じ献立、センターはセンターで別な献立を組んでおります。

調理につきましては、確かにPFI方式ですので、民間の調理員さんが、自校でもセンターでも調理を担当されるんですけど、市の栄養士が調理室の中に入って、味見ですよとか、調理の要所要所できちんと美味しくなるように監視しておりますので、なるべく美味しくなるように努めてまいります。

【吉崎教育長職務代理者】

できるだけよろしく願いますね。その不満が残らないように、センターにしてよろしく願います。

【渡邊教育長】

学校をいろいろ回らせていただくことありますけど、学校によって給食の味が極端に美味しいとかそうでないということは経験したこともありませんし、大体基準がありますからね。ですから、その辺は自校であってもセンターであっても、同じような条件で調理されるのではないかと思いますし、ぜひ、こういったアンケートのような結果になればいいというふうに願ってますけども、それほど大きな心配する要素があるのかなといえば、私はそんなにはないのではないかと思いますので、ぜひ頑張ってください。

【中村委員】

このアンケート結果で、例えば残してしまうとか、足りないとかいろいろあると思うのですけれども、そういうのを今後の食育に生かして、子どもたちにプロジェクト・ベース学習のように、どうしたらよりよくなっていくかという感じに考えさせる機会になっていったらというふうに思いました。

それから、ぜひ回数についても、今後聞いていただきたいと思うのですけれども、たまたま川崎の学校に通わせている親がいますて、ありがたいとすごく言っているのですが、やはりテストのときとか、つukらないといけなくて、今までずっとつくっているときは何とも思わないのですけども、給食があつて、急につくることになるということで結構不満もあるようです。

【田中中学校給食推進室担当課長】

子どもたちにつきましては、給食委員会を各学校で組織して、例えばおかわりの仕方をどうするとか、おかわりと逆で減らしの仕方はこういうルールでやろうとか、なるべく自主的にルール

を決めていくことが大事だと思っておりますので、そのようにしていただくように学校とも調整してまいります。回数につきましては、とりあえず、中学校長会さんのほうと調整させていただいて、なるべく多くということに定めさせていただきましたが、今後も検討は続けてまいりたいと思っております。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項 No. 2 でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは報告事項 No. 2 は承認といたします。

報告事項 No. 3 教育委員学校視察の報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項 No. 3 教育委員学校視察の報告について」でございます。委員の皆さんに学校を視察していただきまして、その状況を事務局のほうで一覧表にまとめてございますので、まずこちらのほうをごらんください。

それぞれ日付順になっているかと思っておりますので、日付順に各委員さんから、視察していただいた報告をしていただければありがたいと思います。

結構数がございますので、二、三分程度で、少し端的に特徴などを御報告いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、まず最初に、1月18日の西生田中学校でございまして、これは研究推進校、西生田中学校は国語ということでございますけれども、この視察の報告につきまして、吉崎委員と前田委員にお願いしたいと思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

ここの最大の特徴は、百合丘小学校に西生田中学校の1年生か2年生か、ちょっと忘れちゃったけど、1クラス来まして、小学校の中で国語の授業をやりまして、小学校の先生に中学校の様子を見ていただきたいと、可能ならば。それで中学校の先生も小学校を見ていただきたいということで、違う校種の授業をお互い見合うということが可能な試みでした。非常に私はいいと思ったのです。すごくいいと。ただ、現実には、中学校の部会に出てみたんですけども、その部会には小学校の先生は誰もいませんでした。ということは、事前にもしかして全員とは言わないけれども、何割かは、小学校の先生は中学校を見て、その部会に出るとか、中学校の先生が小学校のほうの授業を見て、部会に出るとか、もっと積極的な事前計画があったほうが、これだけユニークな取組をしたのだからいいと思います。やっぱり教師というのは自分がやってる担当の学年とか、校

種を見たいというのはわかるのですけれども、せっかくこういう実験的試みのときには、やはりそういうのを事前に計画しておくことが大事だというふうに思いました。以上です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。前田委員、続けてお願いします。

【前田委員】

重なる部分はカットしまして、私は同じフロアでやっていた小学校5年生と、中学校2年生の授業を行ったり来たりして見たのですが、やっぱり小学校の5年生のほうは、非常にアンケートの活用とか小見出しナンバーリングなど、よくできてたんですが、ただ一点、違和感を感じたのは、1月の時期なのに取材の力だったのですね、単元の狙いが。取材力はもっと早い段階で年間指導計画の中で位置づけて、やるべき内容をこの3学期にやるような取材力の力をつけるというのは、年間指導計画の中の位置づけがちょっと遅過ぎないかなということをしごく違和感を感じました。

それから中学校のほうは、2年生で評論を書こうということで、教材は「君は最後の晩餐を知っているか」というもので、単元目標が評論文の特徴を知り、読み手と目的を意識した文章を書くということでした。ただ、三十六、七名いましたが、ほとんどの子が600字から800字の文章を全員書けて推こうしていましたので、非常に学力の高いというか、そういう生徒さんだなということを感じました。

ただ、課題としては、三、四人のグループのつくり方が、グループ内は異質に、グループ間とは同質にといわれるんですけど、どうもその辺が、指導事項が書くことなので、生活班ではなくて、書く能力を調べて、三、四人のグループが異質になるように配慮されるとさらに良かったかなということと、もう一点はグループ活動が読むこと・話すこと・書くことが分けられていないので、どうも子どもたちは真面目で、書くことに一所懸命になり過ぎて、なかなか話すこと、そういうことができなかつたので、一時に一事、一つのときに一つのことということで、その辺の言語活動を分けてあげると良かったのかなと。そういうことがあって、授業の振り返りができなかつたのですね。押しすぎて。やはり秋田県の学力の高い学校でも、メタ認知の振り返りがしっかりできているというのが学力向上につながっていて、やはりこの川崎の国語の授業を見ても、どうしても押しすぎて、振り返りの部分がほんとうに取れてないところが課題かなと、そんなことを感じました。以上です。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

それでは1月18日、浅田小学校ですが、こちら道徳ですね。濱谷委員をお願いします。

【濱谷委員】

私としては、これから道徳が入っていくので、小も中も道徳の授業を見に行こうかなということで見させてもらいました。

道徳というのは、何と言うんでしょうか、心を育てるといふか、それぞれ学年ごとにやってい

ましたけれども、難しいなというのが第一に思いました。しっかりこういうことという答えが明確に出てくるものではないので、子どもたちがそれぞれに考えて意見を言ったり、引き出していましたけれども、指導主事の先生が入られて、本発表で2年間やってきたということで、まとめの報告会やら、後のことやら聞いていまして、余りにも指導主事の先生とかの担当になった方が、本当はこうあるべきみたいないい方をされたので、私は道徳というのはそうあるべきとか、こうならなくてはいけないということではなくて、子どもたちにそれぞれ考えさせて、できる限り、余りにも偏った考えではなく、子どもたちを育ててあげるというようなやり方を、道徳教育はやっていくべきかなというふうに、そのことを全体の最後の会やら全部出てきたのですけれども、そこをすごく思いました。

小学校ですし、これから伸びていかななくてはいけない子どもたち、真剣になって意見を言っているのに、べきとかこうあるべきだったのという感じで指導主事の先生が指導されてたのは、ちょっと私だけないなというふうに。先生方は真剣に、子どもはほんとうにいろんな発想で意見を言うので、整理をしながら頑張って授業されているのも見た末に、その最後のところが、私は先生方というのは、こういうふうにしてやるんだなというのを、いつもそういうのは時々見てましたけど、道徳はますますこれではだめではないかなというふうにちょっと思っていました。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

道徳は正しく言えば、これから入るのではなくて、どう教科化されていくのかですね。

【濱谷委員】

そうです。しっかりやっていかななくてはいけないということで。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

では1月20日、王禅寺中央中学校ですね。数学の研究推進校ということですが、吉崎委員と中村委員、じゃあ先に中村委員からお願いしましょうか。お願いします。

【中村委員】

とてもたくさんの方がいらして、全体での研究協議会の際には活発に意見交換がなされていて、すごくいいと思いました。ただ、一つ申し上げたいことは、どんな授業でも、たとえ研究授業であっても、授業は私は児童生徒のためにあると思うのです。ただし、今回はそれに違和感を覚えました。なぜかと言うと、生徒が終わったとき、「大人がたくさんいて考えられなかった」ということを言っていたからです。それを口々に言っていました。私も教室に行ったときに驚いたのですけれども、教室に入り切れないほどたくさんの参観者がいらっしやって、黒板のある正面以外、つまり廊下側、後ろ、窓側、全部2列縦隊ぐらいに人がいるのですね。授業者が話しているときはまだいいのですけれども、グループワークが始まった途端に、その大勢の人たちが机の間を歩き出して、生徒のノートをのぞき見たり、マイクを向けたり、写真を間近で撮ったり、

生徒の様子を見てはメモを取ったり話したりしていたので、教室が無秩序な状態だったのですね。私は本当に先ほども言いましたけれども、いかなる授業も授業では目の前にいる生徒のことを第一に考えるべきだと思います。教員が生徒の学びを妨げることがあってはいけないと思いますし、授業は教員のためではなく生徒のためにあるという根本を押さえた上で、研究授業の場合には授業者が日ごろの研究の成果を出しやすいように応援してあげてほしいです。残念ながら今回は人が多過ぎて、授業者も机間指導ができない状態でしたし、子どもたちも考えられなかったのです。今回は数学科の皆さんが研究に御熱心なあまり、このような状況になったと思うのですけれども、でも、やはり大事なことは子どものためというところで、それを絶対にぶれないようにしてもらいたいということをお願いしたいと思いました。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。
では同じところで吉崎委員、お願いします。

【吉崎教育長職務代理者】

これから川崎の学力向上を考えるとときに、非常に重要な事例になりましたので、若干長くなりますが、記憶の中で話をします。

王禅寺中央中学校というのは、まあ川崎の学力調査でも、全国の学力調査も示していただきましたけど、非常によくできます。いわゆるトップクラスの中学校だと思います。そこで、中学2年生の1次関数だったんですけども、 $y = x + b$ の距離と時間と速さの関係なのですが、このときに、使った課題が非常によかったのです。つまり横浜のある地区からランドマークを通過して、ちょっとランドマークで滞在して子どもたちはお昼を食べる中華料理屋に向かうのですが、3人の子が。そのときに、先生は中華料理屋のほうから逆に歩いてきて、子どもの様子を見るためにランドマークまで来て、そしてまた戻っていくのですが、先生のほうが歩くのが速いので、先生と何回出会うかという課題なのです。どうも二回会うのですが、一回しか気づかない人が多いのですが。この課題はなぜすぐれているかというと、子どもたちが実際にそういう体験をしているのです、横浜で。その活動とともに、ここでは1次関数知識技能の活用の授業なんです、思考力・判断力・表現力。トップクラスの中学校でやりましたので、非常に興味を持って見ました。課題はすごく面白かったです。

ただ、授業のやり方には疑問というか、次の問題が生じました。つまり、どういうことかというと、その状況をグラフにするというのは、結構難しいのです。なぜかと言うと、子どもたちも急ぐこともできますけど、滞在します。また行きます。つまり横軸が時間、y軸が出発から中華料理屋までの距離ですね。そうすると先生のほうは、逆から来ますね、前に、上から来ますから、こう来て、おくれてきて、子どもたちとどこかで出会うのですが、また追いかけて行って、どこかでまた追いつくのです。だから二回会うのですが、結局そこは文章題で出されているものをグラフにするだけでも相当難しいです、実は。それが一つ。

そうすると、そのとき、子どもが一つ直線です、グラフ。1次関数です。先生は二つのグラフ、式になるのです、マイナスと。三つの1次関数ができるんですが、それを二組は連立方程式で解いてxを求めないといつの時間に会うかが求められないのです。つまりここには三段階あるので

す。グラフにするということ、それから式にあらわす、 $y = x + b$ と、これが結構難しいのですね、数字がでてきても。次に連立方程式を解いて、時間を見つけると。三段階あるのです。これを子どもに一定の時間でやらせて、グループ討議でやらせたのです。いわゆるアクティブラーニングの対話的学びをやらせようとしたわけです。これが結構うまくいってない。なぜうまくいってないかという、子どもの中ではつまずいている状況が全部違うんです。グラフでつまずいてる子、次の式を立てるところでつまずいてる子、連立方程式を立てて答えを求める三段階目でつまずいてる子、全部できる子と4タイプいるわけです。でも、ずっと見ていました。話を整理しない。なぜならばつまずいているところが違うからです。この授業はどうすべきだったかという、まず、この文章題をグラフにあらわすところが大変なので、そこを一応考えさせた後に、ここでまずグループ討議をさせたほうが良かった、グループで。その次は、一斉学習の中と個別学習を組み合わせ、みんなで式をつくりながら解いていく方向に行かないと、このできる子どもたちも学習が成立しない子がほとんどだったんですよ、実は。余りにも結構難しかったのです。すごくいい問題だけに。現実の問題を取り上げると、こういうことが起こるといことなのです。その後に校長先生ともお話ししました。校長先生も数学の先生なので、やはりこれはみとりと押さえの甘さがあるねと。やはり段階は三つあるのだから、分けて考えて、一つまとめて討議なんていうのは無謀だったと。私もそのとおりだと思うのです。つまり、グループ討議というのは何のためのグループ討議であるべきなのか、どこでやるべきなのか。ということの見込みがはっきりしていない、授業デザインがはっきりしていないのです。課題はすごくよくて面白かったのだけど、授業のデザインがちょっと甘い。こんなにすぐれててもこれだけ難しいと分かってないといけません。そういう点を考えると、今後グループ討議というのは安易にやることではなくて、なぜグループ討議をやるのかということ、個別と一斉との組み合わせの中でのグループ討議であるということ。それからこういう日常課題を出した場合には、どうやったら少し全部ついていけるような形に、少し現実のあれを変えるとか、数字を。何かしてあげないと難しいと。本当に面白かったですね、こういう点では。つまり課題が残ったということです。以上です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それでは1月20日です。日吉中学校、特別活動の研究推進校ということですが、こちら、小原委員からお願いします。

【小原委員】

はい、日吉中学校で、特別活動のところを見させていただいたんですけど、学校自体が一小一中というところもあって、当然中学校のほうが生徒の特徴というのをよく分かっていて、男女問わず仲良く協力的に活動ができる反面、各生徒のイメージが固定化されているというところで、自己表現が弱いのではないかとこのところ、これが学校として課題として思っているというところがありました。

それを踏まえた上で見させていただいたんですけど、特別活動の内容はどちらのクラスも3年生を送る会、と、通して自分たちの振り返り、それと、これからのありたい姿を考える機会というふうになっていました。

中で発言をする生徒の固定化というのをどうやって解消するのというふうなところを見させていただいたのですけれども、何と云うのでしょうか、今まで発言していなかったような子も発言はしていくのですけれども、ただ、やはり子どもたちが先ほども話が出たのですけれども、研究授業なので大人が多いというところで、かなりプレッシャーになっているというのは見てとれました。なので、グループワークとか、そういう部分ではいいのですけれども、個人で発言をするというふうになると、やはり見られてる目の数がかかなり違いますので、ふだんの学習であればもうちょっとのびのびと話せたのであろうことも、なかなか難しいのかなというところが少し見てとれたというところですよ。

あと、グループワークの中ですけれども、この中で中学生だったので個人の意見を集約をかけて、自分たちのグループとしての意見にきちんと変換して、発表ができているというところは、グループワークとしてはいい部分であったなというふうに思っております。

以上です。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

次に2月17日、戸手小学校での道徳の授業ということですが、続けて小原委員お願いします。

【小原委員】

はい。道徳の授業なのですけれども、主題名が「母校を愛する心」ということで、資料は「さざんかの花」というのをを使って、狙い自体は先生や学校の人々を愛し、みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくるとともに、さまざまな集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めるというところだったのですけれども、中を見せていただいて、授業の前に事前に、もう既にアンケートをとっていて、学校の好きな場所ランキングというのをつくってあって、その中で第1位が教室になっていました。第2位が図書室というところなので、恐らくクラス自体がすごく安定しているのかなというふうに思いました。

また、最後のところで、60周年を戸手小が迎えることに当たって、どういうふうな学校にしたいかと児童に問いかけているところなんですけれども、児童のほうからはけんか・争いが無い学校とか、いじめが無い学校とか、みんなで支え合って協力できる学校など、そういう意見が出ているというところは、すごく子どもたちが楽しくというか、クラスの中ですけれども、いい環境で学んでいるのではないかとこのところが見てとれました。以上です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

次に2月22日、中原中学校、道徳の研究推進校ということで、3人の委員さんに視察をいただきました。濱谷委員、前田委員、中村委員の順でお願いしてよろしいですか。

【濱谷委員】

小学校の道徳を見たので、中学校の道徳もということでこちらに行かせてもらいました。中学校の道徳の中身的には、本当に中学生だなという感じで意見もちゃんと行ってましたし、良かつ

たなというふうに思いました。

もう一つ思ったのは、中学校の研究授業で、国語とか数学とか何と教科になると、その専科の先生方が主になってやられて、他の先生はお手伝いという感じに回っちゃうような雰囲気なんですけど、道徳だったので、学校中の全員で取り組んでいるというのはすごくよく見えました。いい研究授業をして、学校全体が結構連携が取れて、皆さん、一つのことで話し合ったりされているというのがとてもよく見えて、中学校の道徳研究はいいなあというふうに思って帰ってきました。以上です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。
では前田委員、お願いします。

【前田委員】

はい。この日は小中合同道徳研究会と一緒にしたので、小中、特別支援、恐らく170近くの参加者が来られて大勢でした。それで研究主題としては教科化を見据えた道徳の時間の研究、副題が表現することを楽しみ、進んで話し合う生徒の育成を目指してということでした。

それで中原中学校は、特別活動を2年間、その後音楽を2年間、そして28年度から道徳という形で、その音楽の研究推進校のときに、自分が授業力向上を学校全体で取り組んでいるということで、私は呼ばれて、職員の授業を全部見させていただいて話をしたことがあったので、全体会の場で指されて、代表で意見を言うようにというようなことがありました。考え、議論する道徳にするにはということで、二つ柱を立てていたようです。授業力向上、それから、もう一つが力のある道徳資料の選定。

それで授業力向上については、やはり特活、音楽、今回ということで5年たっていますので、かなり先生方の授業力については、私が3年前見たときよりも、先生方の子どもの受け答えとか、話を聞くときの先生の立つ位置とか、非常に進歩が見られて素晴らしいなと思いました。

ただ1点だけ惜しいなと思ったのは、道徳の授業で導入・展開のところは、いろいろなさまざまな工夫があったのですが、先ほどの国語と一緒に、終末の部分、10分とってあるんですが、いずれの指導案も。私はお三方おられて、6クラスだったので、1年1組と2年1組を見たのです。それで残念だと思ったのは、両方とも、終末は10分とってあって、1年生のほうは導入・展開の工夫に比べて、子どもの振り返りの時間が1分しか取れなくて、1分では何も書けないのです。10分とってありながら、押して押してきて先生のまとめの話が長くて、子どもにまた振り返りをさせられない。だから2年1組のほうは、全く違う資料を出してきたのです。交通ルールに対する二つの投書を読むというのが終末だったんです。これはもうこれだけで1時間かかるような資料を持ってきて、読んだだけで終わっているの、これも時間が押して十分できなかったようですので、いかにその導入・展開に力が入り過ぎると、終末の時間を確保できなくて、結局考え、議論する道徳といっても、それをするためにはやはり主体的で対話的で深い学びなのですが、中原中の道徳を見た限り、主体的で対話的だということでは非常によく工夫されていたように感じたのですが、深い学びの最後のところの終末の扱いが、国語同様にやはり今後の授業力向上への課題かなと。道徳も国語も同じような、結局50分の授業の中で振り返り、メタ認知が

できない授業を1年間やったら、本当の深い学び、学力はつかないのだろうなということを、また改めて中原中学でも感じました。以上です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。
では中村委員、お願いします。

【中村委員】

私も2クラスを見たのですけれども、途中で半々見たので、生徒の思考のプロセスまではちょっと追うことができなかつたのですが、全体的にすばらしいと思ったことがあるので申し上げたいと思います。

それは組織学習の文化が学校全体に培われているということです。中原中学では、先ほども濱谷委員がおっしゃっていたように、道徳の授業が教科化することを見据えて、教科の壁を越えて全員で研究に取り組んでいます。それで学校のホームページを確認したところ、学校経営の基本的な考え方として、「チーム中原として心をついに」と書かれていたのですけれども、道徳の研究推進校であるということを学校経営に生かして、教員集団や生徒間のつながりに基づく学び合いを醸成しているということがすばらしいと思いました。

中原中学にはほんの数時間しかいなかったのですけれども、それでもチーム中原としてお互いに尊重して学び合う文化が培われている工夫が随所に見られました。それは例えばなのですが、お手洗いに入ってみると、個室の一つ一つに保健委員が作成した、インフルエンザ予防に関するメッセージボードが書かれていたのです。そのメッセージボードは一つひとつ違うメッセージですし、絵も描かれていてとても凝ったものです。私も大学で教えていて分かるのですけれども、生徒の主体性を引き出してこのようなことをするには、とても教員側が工夫をしなければいけませんし、それを維持するためには支えていく仕組みが必要で、生徒間のみならず教職員の間に組織学習の文化がなければ難しいと思うのです。校内を見渡して見ると、保健委員の活動のみならず、ペットボトルのふたでつくったアートとか、階段アートとか、いろいろなものがありました。それはひとりではできることではないので、学校がチームとして日ごろから協力し合っている成果だと思います。私そのペットボトルのアートを見ていたときに、生徒がとてもうれしそうに説明してくれたのです。向こうから話しかけてくれたのです。その様子を見ていて日ごろから自分の思いや考えを伝える環境があるからこそ、道徳の授業の意見で「自分だったらこう思います」とか、「何々さんとこのことは一緒ですけど、私はこう思います」ということを言えていたのだと思うのです。相手の考えを踏まえた上で、自分の考えを語れるようになるのは、日ごろの道徳の授業だけではなく、学校文化の中で育まれているのではないかと思いますので、その辺がとてもすばらしいと思いました。自分の考えを述べられるのは、安心して学び合えるような環境が醸成されているからであって、学生が育つ環境は教員が育つ環境とフラクタルな構造にあると思います。ぜひ今後もチーム中原として、生徒も教職員も学び合う文化を培っていただきたいと思いました。

最後に一つだけ、今前田委員もおっしゃっていたことにつながるのですが、今後の課題として考えていただきたいこととして、授業の学びを押さえるためには、最後に書かせるというこ

とがすごく大事なのかなと思いました。道徳が教科化して評価をしなければいけないことを踏まえると、書いたものというものはエビデンスになりますし、生徒にとっては、「ああ、あのときはああいうふうに考えていたのだな」ということを、後で振り返ることができますので、メタ認知ということでも、書いて思い出すということの時間をぜひ最後にとるということを、今後考えていただけると、と思います。以上です。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

それでは2月27日、川中島小学校の道徳でございますね。こちら小原委員、お願いします。

【小原委員】

川中島で道徳が1年、2年、3年、5年、6年と道徳のところを少しずつ見させていただいたのですが、どの学年もなんですけども、私は今年から教育委員になったので分からないのですが、川中島は国語の研究か何かをしていたのでしょうか、今まで。その辺がちょっと分からないのですが、お話を聞くと、国語の教育は道徳に役立っているというようなお話があったので、それを踏まえて話をするのですが、1年生に関しては、さすがに1年生とかになるとそこまではいかないのですが、それでも登場人物のそれぞれの役に分かれてロールプレイでやっていくとかという試みをしていたり、3年生や4年生になると道徳の授業なのですが、分からない言葉が出てくると自分たちで辞書をすぐぱっと開いて調べ出したりとかという部分があったり、子どもたちが僕はこう思いますというふうな意見を言うとか、こういうふうに思ったというところの発言をすると、なぜそう思いましたかというような、先生のほうで理由をきちんと聞いてくるとかというところが見てとれました。

6年生だったので、6年が主題名がかけがえのない命、生命の尊重、守らなければならない公德心、規律の尊重というところで、教材名が「ハインツのジレンマ」という教材だったので、要は命や法を考えたときに、道徳的心情で判断力を育成するということで、このクラスは、最初に自分たちの意見をホワイトボードや黒板の中に、中立を真ん中にして、賛成・反対とかそういう形で、どちらかと言えば賛成であれば少しずつれていくような表現をしながらも、それぞれの子どもたちがきちんと自分の意見が論理的に展開されているというのがありました。それもすごいなと思ったのですが、このクラスだけなのか分かりませんが、すごく他人の意見を理解しようとする姿勢がものすごく強いクラスでした。ある子が言った意見が分からないときは、はっきりと分からないからもう一度説明してというふうに意思表示をして、分からない説明をした子ももうちょっときちんと分かるように説明をして、それでみんなが納得して次に進んでいくというような形がすごくありました。

先ほどもお話をしたので、後から聞く話では国語教育というのが効いているのではないかというような話があって、それぞれの子どもたちが自分の意見を尊重しながら、他人の意見もしっかりと聞いていくという姿勢がすごく見えて、すごく楽しい道徳の授業を行っているなど。最後に子どもたちがもうちょっとやりたいというジレンマが、法律のところをきちんと考えるのか、人の生命の重さを考えるのかというところで、すごく子どもたちがいろんな意見を出して考えてるところが、すごくいい授業になっているというふうに思いました。私のほうからは以

上です。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

同じ2月27日に、東小倉小学校でも道徳の授業があったということで、小原委員が視察されていらっしゃると思いますので、こちらについてもお願いします。

【小原委員】

はい。ここは資料はキャンプでの出来事ということで、狙いが誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にしようとする意欲を育てるということで、子どもたちに関してはキャンプでの出来事という資料から、子どもたち、それぞれ、やはりちゃんと理由を持った意見になっています。子どもたちの話し合いの中で、子どもたち同士ですごく意見のやりとりはあるのですが、グループで発表になった時点では、登場する人物の立場に立った意見が出てくるのですが、子どもたち自身、グループとして私たちはこう思うという意見が出なかったというのが、少し残念だったなというところです。

先生なんですけど、見させてもらっていて、アイスブレイクになると思うんですけど、クラス全員で4秒以内に拍手のウェーブをするという、なんて言うんでしょう、一瞬でちょっと集中しようと思うような試みがあったり、まあ挿絵とか資料に対して、自分で挿絵をつくったやつを出して、視覚的にイメージしやすくしているようなところもあって、非常に先生、頑張っているのだなというふうに感じました。以上です。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

今年1月から、2月末にかけて、委員さんには大変多くの学校の視察していただきました。ありがとうございました。子どもたちの大変生き生きとした姿なども見られましたし、一方でもっとこういうふうにしたらいのになという課題などもいろいろお出しいただきました。またこうやって出していただいたことを、これからの研究推進ですとか、教員の研修などで十分生かしてもらいたいというふうに思っています。

また、特に新しい指導要領を意識した取組なども行われてるように思いますし、そういった意味では学校の姿勢というものは、いいなというふうに思いますけれども、表面的なものではなくて、やはり本質的にどのように授業を改善していくのか、そのあたりのことを考えてもらうためにも、きょう、御指摘いただいたようなことなども参考にしながら学校のほうに伝えてまいりたいと思います。

学校教育部長のほうから何かありますか。今、各委員さんからいただきましたけれども、もしも何かありましたら。

【小田嶋学校教育部長】

特に、私自身もずっと現場にいたときや、学校を見ているときにすごく感じて、本当にできていない部分が、前田委員がおっしゃった、最後の振り返り、まとめのところというのができてな

いというのがありまして、やはり同じようなことが出てるんだなということで、本日の課題だとか、今日の目標ということをしっかり黒板なりに明示して、それを常に意識しながらやっていくことというのは、大分できるようになってきていると思うんですけど、それに対して自分が今日の活動はどうだったのかと振り返る時間が足りなくなっているというのは、時間配分ですとか、今は教育機器がすごく有効に使えるようになってきているので、昔に比べると出てきた意見だとか、いろんな情報をみんなで共有するのも非常にやりやすくなっているの、効率的にできるはずなのですが、その辺がまだ不十分だということをお聞きしたので、課題としてまた受けとめたいと思います。

あと、グループ討議の在り方も、吉崎先生がおっしゃったとおりで、何のためにどのタイミングで、何を目的にやるのかということが子どもたちが意識できてなければ有効な話し合いになるはずはないので、指導者の側が形だけ何となくアクティブラーニングっぽいことをやっているつもりになっていたのではだめで、やはりおっしゃった授業デザインというところをしっかりと考えていく力をもっとつけていかなくてはいけないのかなということを感じております。

【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

学んだことを自分の中でどのように価値づけていくのかということところが、これまで以上に大事にされている学習指導要領だと思いますし、そういった意味では最後の終末の段階のところを、先生方が時間切れで終わりにしてしまうということではなくて、そこのところしっかりと時間を確保する、そういう展開をどのように授業がつくれるのか、そのあたりが全体を通じて御指摘をいただいたところではないかなというふうに思いますので、学校のほうに伝えていただければと思います。ありがとうございました。

7 議事事項 I

議案第76号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

それではまた議事のほうに戻したいと思います。

議事事項のIのところですけども、「議案第76号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長、庶務課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは「議案第76号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページをごらんください。

制定理由でございますが、組織改正に伴い所要の整理を行うこと等のため、この規則を制定するものでございます。

5ページをごらんください。

今回の主な改正内容について、新旧対照表で御説明をいたします。

左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき、川崎市教育委員会事務局の内部組織及びその事務分掌を定めております。

初めに、第3条の事務局の内部組織ですが、県費教職員の市費移管後の体制整備として、職員部の教職員課及び勤労課を教職員企画課、教職員人事課及び給与厚生課に組織改正し、現在の係制から担当制に移行するものでございます。

また、小中一貫した学校給食を効果的に推進するため、中学校給食推進室を健康給食推進室に組織改正し、学校教育部健康教育課給食係の業務をこちらに移管いたします。

次に第4条の事務分掌ですが、初めに6ページにまいりまして、総務部庶務課では他の任命権者と同様、人事評価に関することについて規定し、明確化を図るものでございます。

7ページにまいりまして、職員部では、県費負担教職員の給与等の負担が移管され、学級編制の基準及び定数に係る権限が移譲されることに伴いまして、これらの事務分掌を削除し、8ページにまいりまして、教職員企画課に、「教職員の定数に関すること。」、「教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。」、「勤労課の事務分掌である職員団体等に関すること。」、「勤務条件に関すること。」等を事務分掌として定めるものでございます。

次に、教職員人事課に教職員課の事務分掌のうち、定数や学級編制に関するものを除く部分を事務分掌として定め、新たに教職員の配置、及び人事評価に関するものを規定するものでございます。

次に、給与厚生課に勤労課の事務分掌のうち職員団体等及び勤務条件に関するものを除く部分を事務分掌として定めるものでございます。

最後に10ページにまいりまして、健康給食推進室については、中学校給食推進室の事務分掌に加え、9ページにございます学校教育部健康教育課の事務分掌のうち、給食指導、学校給食に関すること及び公益財団法人川崎市学校給食会に関するものを、規定するものでございます。

恐れ入りますが3ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま御説明いただいたとおりですが、主に職員部と給食にかかわることの組織の改定が行われたということでございます。

何か御質問などございましたら、お願いします。

【中村委員】

2点お伺いしたいんですけども、まず6ページのところに人事評価って書いてあるのですが、その後8ページにも教職員人事課で昇給、昇格何ちゃらかんちゃらと書いてあるので、これも何か人事評価的なことだと思うんですけども、この違いが何なのかよくわからなかったということがまず1点です。

2点目は11ページの「部間及び部室間にあつては、教育次長」が最終的な決定者になるとい

うことなのですけれども、これは教育長ではなく教育次長がするのはなぜかということをお聞きしたいと思いました。

【渡邊教育長】

2点ほど御質問、ございましたけれども、1点目は人事評価にかかわる部分の記載のところですけれども。

【野本庶務課長】

1点目に御質問いただきました人事評価その他昇給関係のことでございますけれども、庶務課のほうで扱うものにつきましては、事務局職員、職員部教職員人事課のほうで扱うものにつきましては、教職員とそれぞれ分かれているような形にはなっております。

【中村委員】

それでは教員は8ページのほうで。

【野本庶務課長】

そうです。教職員人事課というところです。

【中村委員】

なるほど。

【渡邊教育長】

教員と事務局職員とで評価が異なるということですね。

【野本庶務課長】

そうです。担当が分かれています。

【中村委員】

ちなみに、教員なんですけど、ぱっと今思い浮かんだのが生涯学習のところにいらっしゃる先生ですとか。

【野本庶務課長】

指導主事ですね、はい。

【中村委員】

ああいう方々は、今は多分事務的な仕事をしてらっしゃると思うんですけれども、もともと教員だと思のですが、こういう方はどうなんですか。

【野本庶務課長】

こちらの方については、庶務課になります。今事務局の職員ですので、こちらのほうで扱うと。学校にお戻りになればまた別になります。

最後の「部間及び部室間にあつては、教育次長」という形になっているものでございますけれども、教育次長が事務局の統括、責任者になってございますので、いわゆる他の局で言えば局長という形でございます。教育長は特別職でございますので、事務的なことに関しては教育次長が行う形でございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。教育委員会事務局、事務局長としての全体包括しているのが教育次長ですので、事務分掌については全て次長が見ているという形になるものですから。

【吉崎教育長職務代理者】

新教育長になってから、教育委員長と教育長を一緒にしましたので、特別職になったから、局長ではなくて特別職なんです。実際局長は次長なんです。そうですね、組織上はね。

【西教育次長】

そうですね。教育長も事務局全体を見るのですが、事務局のほうの総括としては、教育次長のほうにというふうになります。

【渡邊教育長】

よろしいですか。他の委員さんよろしいでしょうか。

では、ただいまの議案第76号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは議案第76号は原案のとおり可決といたします。

議案第77号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第77号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは「議案第77号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものでございます。

改訂内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。

この規則は、川崎市教育委員会の任命に係る職員の職名等に関し、必要な事項を定めております。

今回の改正は、職員の勤務内容を明確に表示するための職種名を定めている別表について、事務職員の項に学校事務職を加え、技術職員の項に学校栄養職を加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、第1項はこの規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。第2項はこの規則の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員又は事務職員として任命されている職員は、別に辞令の発せられない限り、この規則の施行の日に技術職員又は事務職員として任命されたものとみなすと経過措置を定めるものでございます。

以上御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第77号について、御説明いただきました。御質問などございましたらお願いいたします。特によろしいですか。それでは議案第77号、原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

議案第77号は原案のとおり可決いたします。

議案第78号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に「議案第78号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。庶務課担当課長に説明をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは議案第78号川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定についてにつきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の標準的な職について定めるため、この規則を制定するものでございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。

この規則は、職員に係る地方公務員法第15条の2第2項の標準的な職について定めております。

今回の改正は、本則中、「県費負担教職員を除く。」を削るものでございます。

次に4ページにまいりまして、別表において、義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の職務について定めるものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。県費負担教職員の市費化に伴う所要の整備ということでの改正でございますけれども、御質問などございましたらお願いします。

それでは、議案第78号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

議案第78号は、原案のとおり可決いたします。

議案第79号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に「議案第79号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長、教職員課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第79号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の改正について、教職員課長から御説明申し上げます。

【小田桐教職員課長】

今回、議案としてお図りをいたします川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則についての主な改正の理由や内容につきまして、御説明をさせていただきます。

学校マネジメント機能の強化を図るため、小中学校への副校長の設置を可能とすることと、市町村立学校の職員給与負担法の一部改正におきまして、県費負担教職員の給与負担等が委譲されたことに伴い、神奈川県給料表から、本市の給料表に切りかえを行うことに合わせて、学校事務職と学校栄養職に関する職の名称を変更することとでございます。

初めに、第11条の2につきまして、こちらが学校教育法上、教頭の職務につきましては、校長を助け公務を整理し、必要に応じ児童生徒の教育をつかさどると規定をされておりますが、副校長の職務は、校長を助け命を受けて校務をつかさどると規定されておりますことから、副校長は一定の範囲で校長にかわって一部の校務について最終的に意思決定することができる規定になっております。

従いまして、副校長を設置することによって、学校の組織運営体制の充実が図られるものでございます。

これまで市立の高等学校や特別支援学校につきましては、教育長が指定する場合において副校長を設置することができますが、高等学校3校、田島支援学校の分校である桜校に副校長を設置しております。

本体制によりまして、意思決定の迅速化や、業務の効率的な処理を図るとともに、校長代理としての役割を担うことにより、対外的な対応のより一層の円滑化を図る必要のある小中学校であると教育長が指定する場合に、副校長を設置することができるようになります。

平成29年度におきましては、現在生徒数が1300人を超える過大規模校であり、市内唯一の夜間学級が設置をされていることとともに、申請の不登校生徒に対してきめ細やかな指導を行う相談指導学級が設置されている、市内2校のうちの1校であります西中原中学校に副校長を設置することを考えております。

実際の配置につきましては、既に配置されている教頭2名を、副校長1名、教頭1名として配置をしていくことを考えております。

次に、第15条関係についてですが、別添の参考資料のほうをごらんいただきますようお願いいたします。

一番最後のところをごらんください。

平成29年度におけます県費負担教職員の市費移管に伴いまして、学校事務職員と学校栄養職につきまして、職務の級の構成を本市のものへの切りかえを行うこととなっております。参考資料の表のとおり、学校事務職につきましては、県の6級構成から、市の5級構成に変更いたします。また学校栄養職につきましては、4級構成のまま変更はございませんが、この切りかえを行うことにより、各級に相当する職の名称を本市の事務職員及び技術職員と同じ職の名称に変更することとなります。

このような変更に対応する必要があることから、学校事務職においては、事務主幹を課長補佐に、総括事務主査を担当係長に、事務主査を主任に、学校栄養職におきましては、栄養主査を担当係長に、栄養主任技師を主任に変更することと合わせて改正前の規則第15条から22条までを第15条に整理することにいたしました。

説明については以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは議案にお戻りください。議案書の3ページをごらんください。

制定理由でございますが、教育長が指定する学校に副校長を置くこと、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたこと及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものでございます。

改正内容を、新旧対照表で御説明いたしますので、4ページをごらんください。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、川崎市立小学校及び中学校の管理運営の基本的事項を定めるものでございます。

今回の改正は、初めに条ずれが生じるため、目次について所用の整理を行うものでございます。

次に新旧対照表の改正後の第11条の2でございますが、教育長が指定する学校に副校長を置くことを定めるものでございます。

次に第14条の2については、6ページでございます改正前の第22条にありました総括教諭の職の任命の規定について、新たに第14条の2第2項として定め、併せて所用の整備を行うものでございます。

次に、第15条は県費負担教職員の市費移管に伴い、学校に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる旨を定め、また学校教育法の一部改正により職務規定の見直しがされたことに伴い、所用の整備を行うものでございます。

次に、改正前の第16条から6ページにかけてでございます第22条までを削り、条ずれに伴う所要の整備を行っております。

次に7ページにまいりまして、改正前の第27条は、休暇について定めておりますが、第1号は、改正前の規定では校長の休暇が3日を超える場合は教育長が行うとしていたものを、校長の休暇の承認又は届出の受理については教育長が行うと改めるものでございます。

また、条ずれに伴い、同条を第21条とし、改正前の第28条から9ページでございます第41条までを6条ずつ繰り上げております。

また、9ページでございます別表につきましては、第21条を削ることから、同表につきましても削るものでございます。

恐れ入りますが2ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第79号について御説明をいただきました。御質問などございますか。

【吉崎教育長職務代理者】

3点。校長についてお尋ねします。

1点目は、教頭から副校長になるとどのような権限が生まれるのか、どういうことができるようになるのかというのが1点。

2点目は、それに伴って、職能給とといいますか、待遇面で改善することがあるのか。2点。

3点目は、東京都とか横浜市は副校長制をとってると思うのですが、本市は一般には高校以外は取ってなかったと思うのですが、今後副校長というふうに教頭を変えていくことに、そういう方向に向かうのかどうか。というのは、大学も助教授を准教授というように変えたわけです。それは意味が違うので。だからやっぱり教頭と副校長の意味が大分違うと思うので、その辺のところを今後、本市はどういうふうに考えていくのか。

3点よろしいですか。

【小田桐教職員課長】

ではまず1点目ですが、教頭職と副校長職での役割の違いの理論ですけども、表現上は先ほど口頭でお話をさせていただいたところでは、教頭先生の職務というのは、校長を助けて校務を整理するという書きぶり、書き出しになっている。副校長の場合には同じように校長を助けるのですが、命を受けて校務をつかさどるという形になっていますので、具体的な役割分担というのは、またその副校長を設置された学校で、校長先生が副校長にどういう権限を振り分けて与えていくのかというのは、またこれ調整が必要かとは思いますが、例えば、校長先生が長期のお休みになられるときに、職務代理者として教頭先生は出てきているのが今の現状なのですが、それが恒常的に副校長が一定の権限を校長から言いつけて、判断をしていただける体制が常時取れるようになる、そんなイメージを持っております。

西中原中学校、今御紹介したように29年度副校長を置いていきたいという考えの中にあるのは、大変大規模な学校で課題が多く、他の学校にない幾つかの要件を抱えていらっしゃる学校で、この間教頭を2名配置して対応して来たのですが、なかなかその時間帯を夜間中学をもつてることもあって、長いということもあり、教頭先生方の負担もかなり大きかったので、その中で校長先生、副校長、教頭という体制の中で、西中原中学校の運営について、何かしらその新しい動きができるような体制をつくっていきたいというのが、今回改正する大きな要因、きっかけになってると思います。

よろしいですか、2点目のほうですが、処遇面なのですが、これ大変残念なお話なのですが、教頭先生と同じ給与法表を使わせていただいて、その中でお願いをするということになってしまいます。そういう意味では、教頭職の給与表に双子の状態をつくってしまうことになるのですが、その部分では今まだ教頭の枠の中でお願いをするという仕切り方は設けていない状態でございます。これが現実でございます。

3点目なのですが、今後なのですけれども、小中学校で副校長がおけるという規定にはしたのですが、基本的な試算だとやはり校長先生と教頭先生の体勢で運営をしていただくのを我々は基本として考えていますが、今回の西中原中学校のように、特別な要件があつて、運営上副校長が必要だというふうに判断をした場合に置く、これは教育長が任用するという形になっていますので、教育長と御相談させていただきながら、そのあたりは今後判断をしていきたい、そんなふうに考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

3点目なのですが、給料の面があまり、処遇面というかな、あれがないというのは残念至極

なのですが、その3点目、東京とか横浜はかなり校長と副校長置いてますよね。置いてるところと、川崎とか、神奈川県はかなり教頭なのですか。これの何か違いによって生じてることはあるのですか。どっちがいいとか悪いとか簡単に言えないでしょうが。大分違うのでしょ、外の人が見る目では。

【宮川教職員課課長補佐】

そうですね、そういう意味では、対外的な部分で、副校長という役割は、吉崎委員のおっしゃるとおり、かなり大きいと思います。

ただですね、詳細をもうちょっと調べなくてはいけないのですが、いわゆる教頭職なのですが、名称だけ副校長に一斉にかえている自治体もあつたりとかいうところで、そこら辺は自治体によって、どこまでの権限を下ろしているかというのはまちまちでして、例えば、神奈川県立高校ですと、軽微ないろいろ出張とか、あるいは服務関係は実は校長から副校長におろしているような形、最終もう本当に規定上も下ろしているの、西中原中学校につきましては、決裁とか、そういうことではなくて、基本的に夜間学級、全然違うものなのですね、夜間学級とは非常に今大きな動きを全国的にもしてますから、あとは相談指導学級、ただでさえ大規模でというようなところで、やっぱそこはある程度副校長に運営の方針なりを、これで校務整理することによって任せられるという、やはりメリットがありますので、今、教職員課長がおっしゃったようなところも含めて、これからこれやっていきますので、現場とよく話し合いながら十分メリットを、より西中原に合ったメリットというものを出して行きたいというように考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

メリットはわかるのだけど、対外的なこといろいろ考えると、校長もいろいろ職務あるじゃないですか。対外的に出ていくときに、教頭が出ていくより副校長が出ていったほうが交渉しやすいというものではないかなと思って。そうすると副校長に動いていって悪いことは何かあるのかなと思っただけ。教頭よりも名称が副校長に変えていくことによる逆に問題はありますかということだけど。僕は変えていったほうが良いと思ってるのですよ、対外的なこと考えると。その辺はどうなのですか。すぐには答えにくいかな、この辺になると。

【小田桐教職員課長】

大きく拡大していこうというイメージは実は持つてはいなかったところは確かなのですが、今、委員のほうから御説明あったように、対外的な見え方というのも大変重要でしょうし、学校が動きやすい体勢をつくる方向で、どう考えていくのかというのは、検討の視点としては大事かなというように思います。我々もこれまで高校には確かに副校長置いてまいりましたが、小中学校で初めてのケースということで、運営の状況などもしっかりと踏まえて今後のその拡大する方向について考えてまいりたいと思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

このまま見させていただきます。

【渡邊教育長】

横浜は教頭という職名の職員が居ないですね。

【小田桐教職員課長】

いません。

【渡邊教育長】

本市の場合には、副校長は、校長の命を受けて校務をつかさどるという形で、教頭とはまた違った職として位置づけたわけですね。学校教育法上も校長は校務をつかさどるという言葉が使われてるし、教頭は校務を整理すると言われてる。だからそのつかさどると整理するというのが、どう違うのかというのは中でのことなのでしょうけど、ただ副校長が校務をつかさどるという形で位置づけられたということは、それなりの重みが出てきたのだらうと思いますね。

ですから、逆に教頭を副校長という名称に変えることによって、校長の命を受けて校務をつかさどるという職に位置づけるべきなのかどうかということところは、全国的に見れば、教頭職というのは、やはり校務を整理するという形で、校長を助け校務を整理するという形での法律上の位置づけがあるわけですから、そこは名称の問題よりも、学校組織として機能させる上で、どのように位置づけるべきなのかという議論のほうが私は大事じゃないかというふうには思うのですけれども。これから先、周りのところなどがどんなふう動くのか見ていただければと思います。

【濱谷委員】

前、横浜のほうが副校長という名前だったので、何回か横浜市の人やら横浜の役所の人にもちょっと聞いたことがあるのですが、要するに、教頭というのは教員の頭であり管理職ではないのですと言われたのです。副校長というのは、一応校長と副校長は管理職という形なのですよと言われたのですが、だからどうなのかなとちょっとよくわからなかったのですが、まあ中身がちょっと違うかなと。管理職と教員のトップですという職とは違うのかなというふうにそのときはちょっと思ったのですが、でもこういうのになるとちょっとわからないですね。

【渡邊教育長】

わからないですね。昔は教頭が管理職として位置づけが法律上なかった時代があったわけじゃないですか。教頭が法制化されて、今のような位置づけになったわけですが、今でも辞令などを出すときに、公立学校長として出している校長先生と、公立学校教員として教頭を発令しますよね。ですから、そういうところはまだ何か残ってるのかもしれませんが、横浜はひよっとしたら、教頭が法制化された段階で、管理職としての意味合いを出すために副校長としたのかもしれませんが、もともと法律上は附属学校に副校長と称する職を置くというのが条文の中にはあったわけですので。いろんな要素がそこにはあるのではないかなとは思いますが。

【吉崎教育長職務代理者】

今後検討したほうがいいと思うのですね。なぜかという、大学も変わりましたよね。私のころは助手、講師、助教授、教授だったのですよ。今助手は助教と言いまして、授業をもって、

あんまり教授の手助けだけではないよと。一教員として授業持ちながら研究するのですよと。その1番の下なのですけど。助教授というのも、准教にしたのは、教授のお助けだけじゃなくて、それなりに教授としての次に行くためのあれなのですよということを明瞭にしたのですね。だから、助と助けるというのが入ると、その何かを助けてるだけのイメージが強かったものですから、大学大きく変わったのですよ、それで。社会の動きで大きく変わっていると思うので、その辺は少し研究されて、教頭のままでいいのか、副校長という形にしたほうが学校の体制として地域と連携したり、いろんなことするときがいいのかとか、いろいろ検討されたほうがいいのじゃないですか、この機会、ちょうどいい機会だと思うので。我々もちょっと勉強させてもらいます。

【濱谷委員】

もう一ついいですか。

先ほどのところで、教育長だったところは、教育次長が全体をやるということに、特別職になったのでということですが、この学校に関するところは、教育長が全部やっていくという感じなのですか。

校長先生の宿泊出張だの、何か結構細かいことまで教育長がと書いてあるのだけど、ここところは全く変わらず、これは学校の先生方に関する職については、次長じゃなくて教育長でいいのですか。

何かちょっとこれも随分細かいところまで教育長になってるなというふうにちょっと思ったので。特別職だったら、こんなことまではいいじゃない。

【山田庶務課担当課長】

教員は、細かいそういった出張の命令ですとか、出勤管理とかそういったところの管理について、事務決裁規定のほうにおろしているんで、この中では書かれていないのですね。

ですから、この下に権限をおろした規定を設けたので、そちらのほうで読ませていただきました。

【濱谷委員】

ここに書いてある教育長が命ずるとか、教育長が、教育長がと全部出てくるけど、これはまた別のものがもう一個あってということなんですね。はい、わかりました。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案79号でございますけども、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

79号は原案のとおり可決いたします。

議案第80号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第80号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

説明を、庶務課担当課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第80号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、学校教育法の一部改正に伴い、所用の整備を行うこと及び校長の休暇の手続を変更するため、この規則を制定するものでございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、川崎市立高等学校の管理運営の基本的事項を定めるものでございます。

第22条の2は、総括教諭について定めておりました、小学校及び中学校の管理運営に関する規則と文言を整えるため、所要の整備を行います。

次に、4ページに参りまして第23条でございますが、課長補佐、事務長、担当係長及び主任について定めております。学校教育法の一部改正により、事務職員の職務規定の見直しがされたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に第28条は、休暇について定めておりますが、第1号は、改正前の規定では、校長の休暇は3日を超える場合は教育長が行うとしていたものを、校長の休暇の承認または届出の受理については教育長が行うと改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第80号について説明いただきました。御質問などありましたらお願いいたします。

特に所要の整備ということでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第80号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、議案第80号は、原案のとおり可決いたします。

議案第81号 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に「議案第81号 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第81号 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

制定理由でございますが、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたこと及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものでございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、4ページをごらんください。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、川崎市立特別支援学校の管理運営の基本的事項を定めております。

今回の改正は、初めに条ずれが生じたため、目次について所要の整備を行うものでございます。

次に、第19条の2については、6ページにございます改正前の第27条にありました総括教諭の職の任命の規定について、新たに19条の2第2項として定め、合わせて所要の整備を行うものでございます。

5ページにまいりまして、第20条でございますが、県費負担教職員の市費移管に伴い、学校に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる旨を定め、また学校教育法の一部改正により、職務規定の見直しがされたことに伴い、所用の整備を行うものでございます。

次に、改正前の第21条から6ページにかけてございます第27条までを削り、条ずれに伴う所用の整備を行っております。

次に、7ページにまいりまして、改正前の第32条につきましては、休暇について定めておりますが、第1号は改正前の規定では、校長の休暇が3日を超える場合は校長が行っていたものを、校長の休暇の承認または届出の受理については、教育長が行うと改めるものでございます。また条ずれに伴い、同条を第26条とし、改正前の第33条から8ページにございます第40条までを6条ずつ繰り上げるものでございます。

また8ページにございます別表については、第26条を削ることから、同表につきましても削るものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上説明申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

議案第81号について御説明いただきました。

法律改正とそれから県費教職員の市費化に伴う所要の整備ということでございますけれども、質問などよろしいでしょうか。

では改めまして、議案第81号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第81号は、原案のとおり可決いたします。

議案第82号 川崎市立学校における教育の情報化推進計画（案）について

【渡邊教育長】

次に「議案第82号 川崎市立学校における教育の情報化推進計画（案）について」でございます。説明を情報・視聴覚センター室長をお願いいたします。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

よろしく申し上げます。

昨年11月の教育委員会では、教育の情報化の意義や、事務事業についてお話しさせていただきました。

その後、1月下旬には教職員からの意見募集と、その結果について説明をいたしました。

本日は、本計画を発行するに当たって、教職員からの意見や、次期学習指導要領の内容また情報化推進教育会の意見等をもとに前回の素案から案といたしましたので説明させていただきます。

11月の素案からの主な修正点です。七つございます。3ページをおあげください。発行に当たってとして、情報統括監理者であります西教育次長の言葉を入れました。

次に13ページでございます。左側の図ですが、素案の段階では最上位は教育次長でございましたが、市立学校の教育の情報化の推進体制を構築していく立場として、教育長の位置づけを明確にいたしました。

三つ目の修正箇所は15ページでございます。2の2. 1. 2. 学習指導要領の改訂状況の5行目です。素案では、学習指導要領に向けた議論が進んでいますという書きぶりでしたが、この部分を差し替え、中央教育審議会から答申が出されたことを記述しました。

次に、飛びまして42ページでございます。41ページから続く事務事業中、校務用コンピューター、教育用コンピューター及び周辺機器の充実ですが、教職員からの意見を反映させて、42ページの1行目に、オンライン学習での利便性という言葉をつけ加えました。

また、2月の情報化推進協議会の意見から、42ページの6行目にBYODによる整備を含め

という言葉を加えました。このBYODとは、脚注28にございますが、児童生徒自身が所有するコンピューターを学校に持って行き、活用するというもので、既に川崎高等学校附属中学校で行われています。今後、高等学校や特別支援学級で広がる可能性も考えられます。

次に、42ページ一番下の行、無線LANの検討に当たっての箇所に、脚注30を追加しました。これは、総務省が発行しているクラウド導入ガイドブック2016を参考に、また最近の状況等も考慮したものであり、脚注の欄には、携帯電話通信網などの利用も考慮していくと記述しました。

次に、53ページでございます。セキュリティ対策のさらなる徹底を図るために、事務事業23、学校情報セキュリティへの配慮の本文上から4行目ですが、素案では校内にある重要データの取り扱いのルールの遵守や、継続した各教職員のセキュリティ対策の徹底が極めて重要ですと記載されていましたが、今回の案では、校内にある重要データの取り扱いルールの遵守や、教職員が使用する各種システムのID、パスワード情報の管理といった情報セキュリティ対策の徹底を継続していくことが極めて重要ですに変更いたしました。

最後に、55ページです。一番下の脚注ですが、アクセス日、情報の確認日を3月13日といたしました。他のページのアクセス日も同様でございます。その他は、細かな字句修正等でございますので、説明は省略いたします。

さて、本計画でございますが、以前に御説明したとおり、上位計画である川崎市総合計画及び第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランとの整合性を保ちつつ、今後5年間の情報化推進事業の方向性を示すものでございます。

具体の計画につきましては、次年度以降、整備の在り方を検討していく中で考えてまいります。

最後になりますが、情報通信技術の進化はめざましく、新たな技術革新が日々登場しています。また次年度以降、小学校から順次次期学習指導要領に向けての動きも加速化していきます。そうした中、今後情報化事業を推進していく上で、各年度における取組や、技術的な方向性が時代の流れに即しているかを見きわめる必要がございます。本計画の着実な推進を図るために、教育CIOである教育次長のリーダーシップのもと、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、具体的な実施に関しましては随時検討、調整を行ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第82号、教育の情報化推進計画（案）についての説明をいただきました。前回の素案からの修正点などを中心に御説明いただきましたけれども、何か御質問などございましたらお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

西次長が教育CIOになって、明確に責任ができたので、いろいろ体制はつきりしたなということは評価します。その上でですが、改めて一つ課題になったのは、プログラム学習どうするかということですね。この問題が指導要領の中でも明記されてる以上、何らかの形でかかわってくると思うのですが、この子どもたちの論理的思考力を育てるためのプログラミング学習については、あまり触れられてる項がないのですが、これはやっぱりどうするかというのが一つ。

もう一つは、これは次の課題ですと言っていたのですが、実験校というのですか、つまり、ある面で今後の川崎の教育の情報化を推進していくためのモデル校はその後どうなりましたか。この2点。

【渡邊教育長】

プログラミング教育が何をまず目指しているかあたりも含めて、少し説明を詳しくしていただけますか。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね、現場も混乱してますよね。どうしていいかと。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

プログラミング教育は、プログラミング的思考を育成するということ。プログラミング的思考という言葉がまたわかってるようでわからないようなということがありまして、今、情報・視聴覚センターでもう既に29年度の研修段階でプログラミング学習を位置づけて、プログラミング学習の意義だとか、実際に操作をしなくてはいけないということなので、その操作も含めての研修で考えております。

モデル校とも絡むのですが、既にモデル校は小学校2校のうち1校からは、もう校長先生からやりますということで返事をいただいております。もう1校のほうももうほぼ今年度中に決まる予定です。

中学校のほうは、現在1校が決まりかけております。

中学校2校、小学校2校はバランス的にはいいのですが、場合によっては小学校2校、中学校1校、あるいは小学校3校、中学校1校になる可能性もございます。

その小学校のモデル校におきまして、プログラミング的な学習、プログラミング学習、実際に操作も含めてというのを考えております。

指導実践事例だとか、カリキュラムにどう位置づけたいのか、時間を取ってるわけではないので、だからPCを使わなくてはいけないというわけではないので、PCを使わないプログラミング的な思考を育てるための学習。それから実際に機械を使つての学習などもモデル校とまず調整、研究していきながら、29年度、30年度で方向性をきちんと定めたいなと思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

まあこれは教育現場のほうでもよくわかるようでわかってなくて、どういう論理的思考力をつけるかということのための一環として出てきてるわけですね。だから、必ずしもある言語を使ってやれと言ってるわけではないのですけども、やはり今後のこと考えると、どこかでトライアルしておく必要はあると思うのです。そうすると、他の学校もこのぐらいならできるとか、これちょっと無理だねとか、何か見通しが立つと思うのです。やってないと何やっていいかわからないとか、本当にやるのとか、疑心暗鬼だけなると思うので、早くやるのだったら、どのぐらいからできるよとか、そういう何か、そういう意味でも私はモデル校は非常に大事だと思ってるので

すよ。だから、ぜひ、今、そういう室長がそういうお考え、計画もおっしゃられましたので、そういうモデル校になったのは、一つの中では、一つやってみていただきたいなと思っています。例えば、算数とか、そういうところでは、理科とか、そういうところはできるかなという気がしてるのです。ぜひ御検討ください。

そうすると、他の市にとっても、川崎こういうことやってくださってるということが、いろんな面で意味があることだと思うのですよね。そういう意味が政令都市にはありますから、ぜひ努力してほしいなと思います。要望です。

【渡邊教育長】

とにかく目的を見失いがちで、何かPCを操作していればプログラミング教育をしているのではないかというふうに思ってしまうところもなきにしもあらずですから、よくその辺、研修の中でも、なぜ今プログラミング教育というものが語られているのかというところを現場によく理解していただくようにしていただきたいなと思います。

【中村委員】

42ページにBYODと、自分のパソコンを持ってくると書いてありますけれども、これいいと思うのですが、オンライン学習をするとLANに入っていくことが必要になるのかなと思ったのです。そうしましたら、川崎市のLANに入っていくとしたら、53ページのところのセキュリティで教職員だけでなく、子どもに対してもIDとパスワードを出していく必要があるのかなと思ったのですけれど、その辺はどうなのですか。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

オンライン学習の場合は総合教育センター全体で次年度以降契約しているところが、IDとパスワードを発行によってという方向で考えております。BYODに関しては実際には、義務教育の小中学校の段階で家庭に負担させてというのが、ちょっと現実的にどうかなと思います。例えば、高等学校であれば可能だとは思いますが、ですので、行く行く今念頭にちょっと置いているのが、高等学校とか特別支援学校あたりでのニーズが多分多くなってくるだろうと。でも、まあ、そんなところでこの言葉を急遽年末ぐらいに入れたところなのですが、実際にはもしオンライン学習に入るとすれば、IDとパスワードの管理が必要になってきますので、学校の情報の関係のセキュリティポリシーに合う形で整備していかなくてはいけないかなと思っています。好き勝手に使いたい放題とかそういうことはする予定は全くありません。

【中村委員】

それは、ここら辺のどこかに書いてあるのですか。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

その辺の詳しいところの記述はまだです。

【中村委員】

それもいずれは書いていかななくてはいけないのですよね。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

セキュリティに関しましては、次年度セキュリティポリシーを時代に合わせて見直していかなければいけないということで、今から少しずつ動き始めています。ですので、この計画に合うような形でセキュリティポリシーを次年度改訂していくことになっております。

【濱谷委員】

先生も大変だけど、子どももそうやって自分ちのも持ってきてといたら、本当何が起こるかわからないような感じがしちゃうけど、大丈夫なのですか。

【吉崎教育長職務代理者】

自分ちのじゃなくて、自分のです。

【濱谷委員】

ああ、自分のね。自分のパソコンね。

【吉崎教育長職務代理者】

中学校はあれですか、契約で買ってるのでしょ。何年かの流れの中で。3年間で。支払いながら少しずつ。幾らぐらいの金額の。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

恐らく4,000円台後半というふうに聞いています。

【吉崎教育長職務代理者】

毎月。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

毎月。

【吉崎教育長職務代理者】

では、全体で幾らぐらいになりますか。ソフトのこともあるのでしょ。ハード面だけじゃなくて。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

そうですね。保守も込みで、全て込みで4,000円台後半というふうに聞いていますが。

【吉崎教育長職務代理者】

年間5万ぐらい。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

そうですね。ただ業者に聞いたら、4,000円台でやってるところはないと。いろいろな地方だとか。だからもうほとんど赤字に近い。6,000円とか7,000円とかそのぐらいが多い。今度やっぱりそうなってくるとなかなか義務教育段階でのというのがちょっとハードル高いかなという感じには。

【中村委員】

年間5万円で何が来るのですか。パソコンですか。こういうタブレットですか。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

タブレットをリースですね。借りてる。期間限定で、毎月5,000円近く払って。それをもう個人持ちにしちゃうのです。家に持って帰ってもできるし、学校でもできるし。

【濱谷委員】

家に持って帰ったらいろいろするでしょうね。

【吉崎教育長職務代理者】

いろいろ反転学習みたいに、予習はそれでやってきてしまうとか、いろんなことができちゃうわけですよね。そのためにソフトの充実が結構重要なのですけどね。ただそれ込みなのでしょ。ソフトと維持費とその本体の込みで5,000円ぐらいですか。4,000円か。5万ぐらい。

【小原委員】

ソフトもハードも込みで5,000円。

【吉崎教育長職務代理者】

維持費と。

【小原委員】

維持費。

【吉崎教育長職務代理者】

うん、故障した場合の。

【樋口情報・視聴覚センター室長】

ただ、実際には、最初にソフトインストールして、後からどんどん追加してくればとか、そういう形ではないみたいですね。やっぱりネット上のオンライン学習であったり、ルール学習的な。まだ実験的な部分もありますので。今後、そのソフトの問題、どういうものを入れていくかというのは、いろいろ検討しなきゃいけないようになってくる。

【渡邊教育長】

ハード、ソフト両面でまだまだ課題がないわけではないでしょうけれども、時代はやはりこういうものを求めている。環境そのものがもうこのようになってきているところでしょうから、学校が適切な教育が行われるように、このつくられた推進計画などをもとに進めていただきたいなと思います。

それでは、ただいまの議案第82号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、82号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

それでは1時から社会教育委員さんとの会議も含めて3時間経過しましたので、少し休憩をここで入れたいと思います。15分ぐらい。あの時計で4時半ぐらいでいかがでしょうか。よろしいですか。

(16時12分 休憩)

(16時25分 再開)

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）について
（諮問第271号）

山田庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第83号 人事について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のローマ数字のⅡでございます。

次は人事案件ということになりますので、教育委員、教育次長、職員部長、教職員課長を除いた他の皆さんには退出をお願いいたします。

小田桐教職員課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第83号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

それでは、本日の会議は、これをもちまして終了といたします。大変長い時間お疲れさまでした。

(16時55分 閉会)